

令和8年度みやこ町会計年度任用職員募集案内

令和8年度みやこ町会計年度任用職員『集落支援員』を次のとおり募集します。

1. 受付期間 令和8年1月5日（月）～1月21日（水） 平日のみ

2. 募集内容等 募集職種：集落支援員

採用予定人数	主な業務内容
2人	過疎地域の状況・課題の把握、点検、地域と町との連携

3. 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤務日	月曜日から金曜日で週5日の勤務
勤務時間	9時15分から17時までの1日7時間勤務（休憩45分） 週35時間
時間外勤務	無し
勤務場所	行政経営課または伊良原コミュニティセンター
給与等	時給：1,230円～1,310円 賞与、通勤手当を支給（手当支給には、条件があります）
社会保険	厚生年金有、健康保険有、雇用保険有
労災保険	地方公務員災害補償基金、労働災害補償保険または町の公務災害補償制度のいずれかが適用されます。
服 務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒の各規程が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限） 勤務日数に応じて年次有給休暇が付与されます。
留意事項	・会計年度任用職員から正規職員への登用制度はありません。 ・給与・報酬額については、給与改定により、採用時に変更されることがあります。 ・担当集落① 主に矢山、池田、岩熊、河内、宮原、長川、喜多良、鎧畑地区 ・担当集落② 主に横瀬、下伊良原、上伊良原、帆柱地区

4. 応募資格等

- ・普通自動車運転免許をお持ちの人
- ・パソコン操作ができる人（ワード・エクセル）

応募資格を満たすかたであっても、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② みやこ町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 申込方法

「みやこ町会計年度任用職員任用申込書」に必要事項を記入のうえ、それぞれ担当課に提出してください。（郵送可。ただし1月21日④必着。不備がある場合、受付できないことがあります。）

※ 申込は1人1件とし、複数の申込はできません。

※ 申込書は、総務課人事係に用意しています。また、みやこ町ホームページからダウンロードすることもできます。

6. 面接等

面接や日時などは各担当課から申込者に連絡します。（応募多数の場合は、書類による選考を行う場合があります。）

7. 申込先および問合せ先

行政経営課 地域経営係 ☎32-2511（内線241）